

八幡平市監査委員告示第1号

令和3年12月27日付け八監査第122701号の定期監査（令和3年11月実施分）の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年1月17日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 井上 辰男

措置内容 別紙のとおり

定期監査指摘事項の措置状況通知書

健康福祉課

令和3年11月10日監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
<p>随意契約の見積開封執行者について【指摘事項】</p> <p>令和3年度の八幡平市生活支援体制整備事業委託業務について、八幡平市長部局代決専決規程では、二千万円以上の施行の決定は専決することができないことを定めている。従って、当該随意契約の予定価格は20,955,000円(税込み)なので見積開封は市長が行わなければならなかったものであるが、担当課長が見積開封を行っている。これは明らかに不適切である。今後においては、再発防止を徹底したうえで、関係例規に則して、適正に契約事務を執行すること。</p>	<p>業務施行伺いは市長決裁としていたものの、その後の決裁は課長としており、見積開封執行者も課長であった。</p> <p>これは、八幡平市長部局代決専決規程を失念したことによる事務の誤りであることから、今後は代決専決規程に沿った事務を徹底するよう改める。</p>	<p>各種業務施行伺いの時点で見積開封、契約締結までの事務の流れの見通しを立てるとともに、見積開封執行者について、随意契約の際は「八幡平市長部局代決専決規程」に基づいて執行すること、また、総務課発出の「入札事務及び契約事務の事務処理について」を再確認し適切に事務処理を行うことを課内職員に対し通知した。</p>	<p>令和3年 11月18日</p>